



令和2年3月24日

北九州市企画調整局・産業経済局

報道機関 各位

全国初！「海外大学卒業留学生の就職活動特区」が北九州市で実現！

本市が、全国で初めて国家戦略特別区域計画の認定申請を行っていた「海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業」が、令和2年3月18日付で、内閣総理大臣による認定を受けました。

本市内の日本語教育機関を卒業する外国人留学生を対象とした規制緩和の制度がスタートしますので、お知らせします。

1 経緯

本市の留学生は2,700人（令和元年5月時点）を超えており、近年、増加傾向が続いています。

留学生は、「海外から日本の大学に入学するケース」、「海外から日本の日本語教育機関に入学し、その後、大学や専門学校へ進学するケース」が一般的ですが、「海外大学卒業後に来日し、日本語教育機関で日本語を学びながら日本企業へ就職活動を行うケース」も増えつつあります。

このような日本語教育機関に在籍する留学生が日本企業への就職を目指す場合、卒業後の就職活動継続は認められていないため、在学中に就職が決定しなかった場合は、母国へ帰国しなければなりません。

本市は、留学生の地元定着による地域産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動拠点の形成を図ることを目的に、平成30年8月、国家戦略特区制度を活用して「海外大学卒業外国人留学生の日本語教育機関卒業後の就職活動継続に関する規制緩和」を提案し、関係府省と協議を行ってきましたが、この規制緩和が実現したものです。

2 海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業の概要

本市において、一定の要件を満たす日本語教育機関^{※1}を卒業した、一定の要件を満たす外国人留学生^{※2}については、卒業又は修了後から最大1年間に限り、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」が特例的に認められます。

※1 日本語教育機関からの申請に基づき、北九州市が本事業実施要領に規定された7要件（3年間適正校取得、就職コースの設置など）への適合を確認します

※2 外国人留学生からの申請に基づき、地方出入国在留管理局が本事業実施要領に規定された6要件（海外で学士号以上を取得、卒業後の学校との定期面談など）への適合を含めた在留資格変更許可の審査を行います。

[お問い合わせ先]

○特区の内容について：企画調整局地方創生推進室

TEL:093-582-2904 担当：安永、渡辺

○留学生の就職支援について：産業経済局雇用政策課

TEL:093-582-2419 担当：小田、畑間